

令和6年第4回定例会

歌志内市議会会議録

第1日目（令和6年12月10日）

（午前9時58分 開会）

開会・開議宣告

○議長（本田加津子君） おはようございます。

ただいまから、令和6年歌志内市議会第4回定例会を開会いたします。

ただいま出席している議員は8名であります。定足数を満たしておりますので、本日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名

○議長（本田加津子君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は議長において、1番能登直樹さん、6番女鹿聡さんを指名いたします。

会期の決定

○議長（本田加津子君） 日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今定例会の会期は、本日から12月12日までの3日間としたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田加津子君） 御異議なしと認めます。

会期は、本日から12月12日までの3日間と決定いたしました。

諸般報告

○議長（本田加津子君） 日程第3 諸般報告であります。

事務局長から報告をいたします。

三浦議会事務局長。

○議会事務局長（三浦悟君） 報告いたします。

この定例会に付議されます議案は、市長より送付を受けた議案4件、決算審査特別委員会委員長より報告1件であります。

次に、議長の報告でございますが、令和6年第5回臨時会以降、昨日までの議会動向につき

ましては、本日、別紙配付しております諸般報告のとおりでありますので、御了承願います。

また、本会議に説明のため出席する者、本会議の事務に従事する者等につきましては、別記記載のとおりであります。

本日の議事日程については、別紙配付してあります議事日程表のとおりであります。

次に、議員の出欠席の状況であります。本日は全員の出席であります。

以上で、報告を終わります。

○議長（本田加津子君） 特段の発言はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田加津子君） ないようでありますので、諸般報告を終わります。

報 告 第 1 7 号

○議長（本田加津子君） 日程第4 報告第17号議案第34号令和5年度歌志内市各会計歳入歳出決算の認定について、議案第35号令和5年度歌志内市病院事業会計決算の認定について、議案第36号令和5年度歌志内市下水道事業会計決算の認定について、以上、令和6年9月10日決算審査特別委員会付託を議題といたします。

この件について、特別委員会委員長の報告を求めます。

決算審査特別委員会委員長、山崎瑞紀さん。

○決算審査特別委員会委員長（山崎瑞紀君） ー登壇ー

報告第17号議案第34号令和5年度歌志内市各会計歳入歳出決算の認定について。

議案第35号令和5年度歌志内市病院事業会計決算の認定について。

議案第36号令和5年度歌志内市下水道事業会計決算の認定について。

次ページをお開き願います。

決算審査特別委員会審査報告書。

当委員会に閉会中の審査として付託を受けた事件について審査の結果、次のとおり決定したので会議規則第105条の規定により報告いたします。

記。

1、事件。

議案第34号令和5年度歌志内市各会計歳入歳出決算の認定について。議案第35号令和5年度歌志内市病院事業会計決算の認定について。議案第36号令和5年度歌志内市下水道事業会計決算の認定について。（令和6年9月10日付託）。

2、審査の経過。

10月8日、9日、10日の3日間、これが審査のため本特別委員会を開催し慎重に審査した。

3、審査の結果。

議案第34号は賛成多数で、議案第35号及び議案第36号は全員一致で認定すべきものと決定した。

以上でございます。

○議長（本田加津子君） これより、決算審査特別委員長の報告のうち、議案第34号令和5年度歌志内市各会計歳入歳出決算の認定についてに対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田加津子君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、討論に入ります。

討論ありませんか。

女鹿聡さん。

○6番（女鹿聡君） 報告第17号議案第34号令和5年度歌志内市各会計歳入歳出決算認定について、反対の立場で討論を行いたいと思います。

今回の決算内容における問題点は、令和4年度の工事において、歌神の空き家から出てきた家主の持ち物の備品の処分が、令和4年度と5年度に何の説明もなく、その際の手続や方法、調定額の内容が決算書に記載しておらず、審査を進める上で、あまりにも不手際がありすぎると感じたところであります。

昨年の決算では、調定漏れがあったにもかかわらず認定した議会の責任も当然ありますが、決算はその年度の予算をどう使ったかを審議する場で、決算書に不記載のものは審議することができなく、仮に調定額に数十円の間違いがあっても、それは間違いであり、正しい決算書とは言えないと思います。

今回の決算書においても、空き家の持ち主の備品がどう処理されたのかが決算書では見ることができず、行政側が事務手続の失念や不備を認めており、その真相究明を行わずに決算審査に入ったことは大きな問題と考えます。

このことにより、令和5年度各会計歳入歳出決算については、疑義が生じるものであるため賛成できないと考え、討論といたします。

○議長（本田加津子君） 反対する議員の発言がありますので、賛成する議員の発言を求めます。

松井敬道さん。

○4番（松井敬道君） 私は、議案第34号令和5年度歌志内市各会計歳入歳出決算の認定について、賛成の立場で討論いたします。

認定に付されました、令和5年度歌志内市各会計歳入歳出決算につきましては、一般会計は、当初予算42億1,000万円に対し、12回の補正予算を組み、決算は、歳入47億4,821万5,351円、歳出44億9,010万4,852円、形式収支は2億5,611万499円の黒字となり、翌年度へ繰り越すべき財源3万5,180円を差し引いた実質収支も2億5,607万5,319円の黒字となっています。

国民健康保険特別会計及び後期高齢者医療特別会計の2会計も、実質収支は黒字となっており、一般会計、特別会計は健全財政を維持しています。

また、令和5年度は、人口減少や少子高齢化の進展に加え、物価高騰などの社会情勢により財政運営への厳しさが増す中、新たに移住・定住を促進すべく、子育て世帯向けの助成制度、75歳以上を対象とした市内移動支援、児童生徒スキー用具レンタル費の全額助成、新7年生への運動着支援などを実施するなど、「みんなで創る笑顔あふれるまち」「すべての市民が幸せを実感できるまちづくり」の実現に向け、取り組まれています。

今後も、より一層の財源確保と人口減少対策に努め、限られた財源の中で、将来にわたる持続可能な財政運営に留意をしながら、総合計画及び総合戦略に掲げる各種施策事業を着実に実施されるよう要望して、賛成討論といたします。

○議長（本田加津子君） 賛否両論が出ましたので、これで討論を終わります。

これより、議案第34号について、起立により採決をいたします。

この本件に対する決算審査特別委員長の報告は、認定すべきものであります。本件につい

て、決算審査特別委員長の報告のとおり、認定することに賛成する議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（本田加津子君） 起立多数であります。

したがって、議案第34号は、決算審査特別委員長の報告のとおり認定されました。

これより、決算審査特別委員長の報告のうち、議案第35号令和5年度歌志内市病院事業会計決算の認定についてに対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田加津子君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田加津子君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第35号について、採決をいたします。

この本件に対する決算審査特別委員長の報告は、認定すべきものであります。

本件は、決算審査特別委員長の報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田加津子君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第35号は、決算審査特別委員長の報告のとおり認定されました。

これより、決算審査特別委員長の報告のうち、議案第36号令和5年度歌志内市下水道事業会計決算の認定についてに対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田加津子君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田加津子君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第36号について、採決をいたします。

この本件に対する決算審査特別委員長の報告は、認定すべきものであります。

本件は、決算審査特別委員長の報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田加津子君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第36号は、決算審査特別委員長の報告のとおり認定されました。

議 案 第 4 1 号

○議長（本田加津子君） 日程第5 議案第41号歌志内市こども未来教育基金条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

東所副市長。

○副市長（東所勝則君） ー登壇ー

改めまして、おはようございます。

議案第41号歌志内市子ども未来教育基金条例の制定について、御提案申し上げます。

提案理由は、本市における教育の振興に必要な経費の財源を確保するための基金を設置し、その管理及び処分に関し必要な事項を定めるため、この条例を制定しようとするものでございます。

次ページの本文に参ります。

歌志内市子ども未来教育基金条例。

第1条は、設置の規定でございます。

本市における教育振興とその充実を図るために、必要な経費の財源に充てるため、新たに教育振興のための基金を設置するものでございます。

第2条は、積立ての規定でございます。

基金へは、一般会計歳入歳出予算で定める額及び指定寄附金により積み立てるものでございます。

第3条は、管理の規定でございます。

基金の管理方法は、金融機関への預金、その他最も確実かつ有利な方法により管理するものでございます。

また、第2項では、基金に属する現金につきましては、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができるものでございます。

第4条は、運用益金の処理の規定でございます。

基金の運用益につきましては、一般会計の歳入歳出予算に計上の上で、基金に編入するものでございます。

第5条は、繰替運用の規定でございます。

財政上必要があるときは、基金の現金の一時的な運用を認めるものでございます。

第6条は、処分の規定でございます。

積み立てた基金は、第1条に規定する事業に要する経費に充てる場合に限り使用できるとし、第1号から第3号まで、その目的を明記し、基金を処分する場合は、第2項のとおり一般会計の歳入歳出予算に計上しなければならないものでございます。

第7条は、委任の規定でございます。

この条例に定めるもののほか、基金の管理について必要な事項は、市長が別に定めるものでございます。

附則。

この条例は公布の日から施行する。

以上でございますので、よろしく願いいたします。

○議長（本田加津子君） これより、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

松井敬道さん。

○4番（松井敬道君） 2点質問いたします。

1点目は、6条の処分の関係でございます。第1項第2号に規定してありますが、子どもたちが、安心して教育を受けることができる環境をつくるための経費とは、具体的にどのようなことを想定されているのか伺います。

2点目は、この条例が今定例会で議決された場合、この基金を活用して、現在の歌志内学園の9年生が使用する事業等を実施するのか伺います。

○議長（本田加津子君） 鈴木教育次長。

○教育次長（鈴木将一君） まず1点目、第6条第2号の内容につきましては、子どもたちということで、認定こども園から高校生までということ想定しているのですけれども、ここについては、今現在想定している分としましては、来年、1人1台パソコンのちょうど更新の時期でありまして、その部分に充てるようにと考えております。

また、寄附金等が集まれば、ここの項目で子どもたちのために使えるように考えていきたいと思っております。

それともう一つなのですけれども、今回9年生に対してという部分でいけば、具体的に該当する事業は、今のところ考えておりません。

以上です。

○議長（本田加津子君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田加津子君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田加津子君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第41号について、採決をいたします。

ただいまの議案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田加津子君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第41号は、原案のとおり可決されました。

議 案 第 4 2 号

○議長（本田加津子君） 日程第6 議案第42号歌志内市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

東所副市長。

○副市長（東所勝則君） ー登壇ー

それでは、議案第42号歌志内市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について御提案申し上げます。

提案理由は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）の公布に伴い、被保険者証等が廃止されたことから、関係条文を整備しようとするものでございます。

次ページの本文に参ります。

歌志内市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例。

歌志内市福祉医療費助成条例（平成12年条例第3号）の一部を次のように改正する。

改正内容につきましては、資料と合わせて御説明いたしますので、定例会資料の1ページを御覧願います。

第7条は、届出の義務の規定でございます。健康保険証は、マイナンバーカードを基本とする仕組みへ移行し、現在の被保険者証等は、令和6年12月2日から新規発行がされなくなっ

たことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

以上で資料による説明が終わりましたので、本文の附則に戻ります。

附則。

附則第1項は、施行期日でございます。

この条例は、公布の日から施行するものでございます。

附則第2項は、経過措置でございます。

この条例の施行の際、現に発行されている組合員証または被保険者証については、当該被保険者証の有効期限が経過するまでの間（当該有効期限の末日が令和7年12月2日以後であるときは、同月1日までの間）、なお従前の例によるものでございます。

以上でございますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（本田加津子君） これより、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田加津子君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田加津子君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第42号について採決をいたします。

ただいまの議案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田加津子君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第42号は、原案のとおり可決されました。

議案第43号及び議案第44号

○議長（本田加津子君） 日程第7 議案第43号と日程第8 議案第44号を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

東所副市長。

○副市長（東所勝則君） ー登壇ー

議案第43号の補正予算につきまして、御提案申し上げます。

なお、事項別明細書につきましては、企画財政課長から御説明いたします。また、議案第44号の補正予算につきましては、病院事務長より御提案申し上げますので、よろしくお願ひいたします。

議案第43号令和6年度歌志内市一般会計補正予算（第7号）。

令和6年度歌志内市一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,415万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ49億2,030万9,000円とする。

第2項は省略いたします。

（債務負担行為の補正）。

第2条、債務負担行為の変更は、「第2表 債務負担行為補正」による。

3ページをお開き願います。

第2表、債務負担行為補正。

変更。

これは本年第3回臨時会において、承認を受け追加いたしました損害賠償等請求事件の債務負担行為について、川越簡易裁判所からさいたま地方裁判所に移送されたことに伴い、事件番号が変更されたため、事項欄中の事件番号を「令和6年（ハ）第127号」から「令和6年（ワ）第891号」に改めるものでございます。

なお、期間及び限度額につきましては、変更はございません。

以上、議案第43号の補正予算につきまして、御提案申し上げます。

事項別明細書につきましては、企画財政課長から御説明いたしますので、よろしくお願いたします。

○議長（本田加津子君） 金谷企画財政課長。

○企画財政課長（金谷恵一君） 改めまして、おはようございます。

私のほうから、一般会計補正予算、事項別明細書の歳出について御説明させていただきますので、7ページをお開き願います。

2款総務費1項総務管理費1目一般管理費11節役務費52万8,000円、12節委託料236万8,000円の増額補正は、ふるさと応援寄附金の増額により、ポータルサイトの決済手数料、事務手数料が不足することから、これらに対応するため増額するものであります。

24節積立金600万円の増額補正は、ふるさと応援寄附金の増額に伴い、積立金を増額するものであります。

2目企画費13節使用料及び賃借料5万7,000円の増額補正は、地域おこし協力隊員の住宅借上料が家賃改定に伴い増となったことから増額するものであります。

2項徴税費2目賦課徴収費1節報酬26万4,000円の増額補正は、確定申告など繁忙期を迎えることから、年度途中の退職による減員分を事務補助員の増員により対応するため増額するものであります。12節委託料73万7,000円の増額補正は、定額減税の所得税に関する部分に対応するための申告相談システム改修費用であります。

次に、3項1目とも戸籍住民基本台帳費17節備品購入費554万4,000円の増額補正は、出生や紛失などにおいて、速やかなマイナンバーカードの交付が可能となる専用のタブレット端末の購入費用22万5,000円、既に予算計上している住民基本台帳ネットワークシステムに係る国指定の装置が日本製から海外製に変更され、加えて物価高騰の影響を受け単価が上がり、購入費用として531万9,000円を増額するものであります。

3款民生費1項社会福祉費3目障害者福祉費11節役務費4万5,000円の増額補正は、障害者福祉サービスの新規申請及び状態変化に伴う区分変更申請等が増えたことにより、障害認定審査会に必要な主治医意見書作成料が不足することから増額するものであります。18節負担金補助及び交付金9万6,000円の増額補正は、砂川市の地域生活支援センターの利用者数が増えたことなどにより、負担金案分率に変更となったことから増額するものであります。

9ページに参りまして、19節扶助費14万円の増額補正は、重度心身障害者世帯に係る福祉灯油代助成事業の実施に伴う増額で、給付額は1世帯当たり1万円としております。

2項老人福祉費1目老人福祉事業費12節委託料70万円の減額補正及び18節負担金補助及び交付金70万円の増額補正は、高齢者世帯等の除雪経費助成に係る費用で、制度変更に伴

う予算の組替えであります。19節扶助費477万円の増額補正は、住民税非課税及び住民税均等割のみ課税の高齢者世帯に係る福祉灯油代助成事業の実施に伴う増額で、給付額は1世帯当たり1万円としてございます。

4項児童福祉費2目児童福祉事業費19節扶助費12万円の増額補正は、ひとり親世帯に係る福祉灯油代助成事業の実施に伴う増額で、給付額は1世帯当たり1万円としております。

次に、7款1項とも商工費1目商工業振興費11節役務費97万8,000円及び18節負担金補助及び交付金1,404万1,000円の増額補正は、地域経済・物価等高騰支援に係る予算を計上しております。

事業の概要につきましては、資料で御説明いたしますので、定例会資料の2ページをお開き願います。

事業の趣旨は、地元における消費の回復及び拡大、地域経済の活性化と物価等の高騰に直面する市民生活への支援を目的として、全市民を対象に1人当たり5,000円分の地域商品券を発行するものであります。

発行内容は1冊5枚つづりとなっております。また、対象者は12月1日を基準日として住民登録のある全市民であります。使用期間につきましては、本年12月30日月曜日から令和7年2月28日金曜日までとし、発送は本年12月中旬から下旬を予定しており、ゆうパックにより世帯主宛てに送付いたします。

財源につきましては、一般財源で財政調整基金を繰り入れ対応いたします。

議案の9ページのほうに戻りまして、8款土木費5項住宅費1目住宅管理費18節負担金補助及び交付金149万6,000円の増額補正は、解体件数などの増加により、住宅改修促進助成金を増額するものであります。

次に、10款教育費、11ページに参りまして、1項教育総務費2目事務局費12節積立金400万円の増額補正は、先ほどの議案で御説明のこども未来教育基金への積立金であります。

3項社会教育費6目旧空知炭鉱倶楽部費10節需用費3万1,000円及び11節役務費35万4,000円の増額補正は、こもれびの杜記念館に関するアンケート調査実施に伴う返信用封筒の印刷費及び郵便料を増額するものであります。

次に、14款1項とも職員費1目職員給与費3節職員手当等11万2,000円の増額補正は、副市長の新任に伴い一般職から特別職に期末手当等の予算を組み替えるものであります。

次に、15款1項1目とも予備費247万1,000円の増額補正は、歳入歳出予算の調整によるものであります。

なお、13ページから22ページに給与費明細書を掲載しておりますので、後ほど御参照願います。

続きまして、事項別明細書の歳入について御説明いたしますので、5ページをお開き願います。

14款国庫支出金2項国庫補助金1目総務費補助金1節個人番号カード交付事業費等補助金12万円の増額補正は、歳出で計上しておりますマイナンバーカードの速やかな発行に必要なタブレット端末購入に対する補助金であります。

2目民生費補助金1節市町村地域生活支援事業費補助金2万4,000円の増額補正は、歳出で計上しております地域生活支援センターの利用者増に伴う負担金の増額に対する国庫補助金の増であります。

15款道支出金2項道補助金2目民生費補助金2節市町村地域生活支援事業費補助金1万

2,000円の増額補正は、国庫支出金で御説明いたしました地域生活支援センターの負担金の増に伴う道補助金の増であります。7節地域づくり総合交付金50万円の増額補正は、歳出で計上しております高齢者世帯等福祉灯油代助成事業の補助金であります。

次に、17款1項とも寄附金2目1節ともふるさと応援寄附金600万円の増額補正は、ふるさと応援寄附金の増によるものであります。

4目教育費寄附金1節義務教育学校費寄附金100万円の増額補正は、創立70周年を記念した歌志内建設協会からの寄附金であります。

次に、18款1項とも繰入金1目1節とも財政調整基金繰入金1,500万円の増額補正は、歳出の商工費で計上しております地域経済・物価等高騰支援に対する財源とするものであります。

3目1節とも過疎地域持続的発展特別事業基金繰入金149万6,000円の増額補正は、歳出の土木費で計上しております住宅改修促進助成事業補助金の増によるものであります。

次に、19款1項1目とも繰越金1節前年度繰越金2,000万円の増額補正は、前年度繰越金の一部を予算計上するものであります。

以上で、議案第43号の一般会計補正予算事項別明細書についての説明を終わりますので、よろしく願いいたします。

○議長（本田加津子君） 山岸市立病院事務長。

○市立病院事務長（山岸康治君） 一登壇一

議案第44号令和6年度歌志内市病院事業会計補正予算（第2号）について御提案申し上げます、その内容について御説明いたします。

議案第44号令和6年度歌志内市病院事業会計補正予算（第2号）。

第1条は省略いたしまして、第2条から申し上げます。

第2条は、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を補正するものであり、収入では、第1款病院事業収益の既決予定額6億2,489万7,000円に347万5,000円を増額し、6億2,837万2,000円に改めようとするもので、その内訳は、第2項医業外収益の既決予定額2億2,952万円に19万2,000円を増額し、2億2,971万2,000円に改めるとともに、第3項特別利益を新たに追加し、328万3,000円を増額しようとするものであります。

支出は、第1款病院事業費用の既決予定額6億9,633万8,000円に273万5,000円を増額し、6億9,907万3,000円に改めようとするもので、その内訳は、第1項医業費用の既決予定額6億8,711万2,000円に273万5,000円を増額し、6億8,984万7,000円に改めるものです。

次に、実施計画並びに説明書について御説明いたしますので、1ページをお開きください。

まず、支出から御説明いたします。

1款病院事業費用1項医業費用3目経費10節修繕費170万円の増は、建物、器械備品とも当初予算で必要な費用を見積もっておりましたが、それぞれ経年劣化などにより、必要な修繕が増え、今後も突発的な修繕も予想されることから、建物等修繕費で50万円、器械備品等修繕費で120万円を増額しようとするものです。

次の12節賃借料103万5,000円の増は、入院患者の状況に応じた医療機器を新たにレンタルする必要などが生じたため、医療器械等設備借上料を増額しようとするものです。

次に、収入について御説明いたします。

1款病院事業収益2項医業外収益5目補助金1節医療機関食材料費支援金19万2,000

円の増は、食材料費が高騰する中、これまでどおりの入院時の食事を提供するための北海道からの支援金であります。

次の3項特別利益1目1節ともその他特別利益328万3,000円の増は、北海道市町村職員退職手当組合からの令和4年度及び5年度の事前納付金と追加納付金との精算により生じた事前納付金の精算還付金であります。

2ページのキャッシュ・フロー計算書の説明は省略させていただき、3ページの令和6年度歌志内市病院事業予定貸借対照表について御説明いたします。

御提案した補正予算の結果、4ページの7、剰余金の(2)欠損金、ロの当年度純損失は補正前より48万3,000円減の8,186万3,000円となり、欠損金合計は8億9,725万1,000円となる見込みとなっております。

以上、議案第44号令和6年度歌志内市病院事業会計補正予算(第2号)について御提案申し上げます。よろしくお願いいたします。

○議長(本田加津子君) これより、議案第43号令和6年度歌志内市一般会計補正予算(第7号)について、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

佐藤良治さん。

○2番(佐藤良治君) 議案第43号一般会計補正予算につきまして、私のほうから2点質疑させていただきます。

歳入歳出補正予算、事項別明細書10ページ、商工業振興一般経費の関係になりますが、まず1点目です。このたびの商品券発行事業は、私は取組が遅いように感じております。この関係については、私も9月の定例会で一般質問で触れましたが、このたびは一般財源を財源にして取り組むとのことですが、そもそも国の臨時交付金に期待していたから、この12月になってからの補正予算になったのではないのでしょうか。そうであれば、物価高騰に苦しむ市民生活への支援としては、ちょっと取組が遅いように感じておりますが、その点について考え方を聞きしたいと思います。

2点目になります。今回の商品券発行事業の予算計上科目についてですが、この関係については議会運営委員会において主たる目的を確認させていただき、今回は市民生活への支援と併せて経済対策を柱として取り組むとお聞きしております。私は、このタイミングでの商品券発行は、経済対策を柱として優先するよりも、物価の高騰に苦しむ市民生活への支援がメインの目的、事業の柱とすることが妥当と考えております。商品券を発行することで何らかの経済効果は期待できることは承知していますが、昨今の状況から主たる目的を経済対策とした場合、私はきちんと現状を捉えているのか疑問に思うところでございます。

そういった考え方から予算計上科目は商工費ではなく、民生費で予算計上するのが妥当であり、考え方として市民生活への支援が柱であれば民生費、経済対策が柱であれば商工費で予算計上することが必要と考えています。これまでも同様の商品券発行事業、コロナ禍の際にも実施しておりますが、これまではどちらかというと、事業者向けの支援をメインと考え、経済対策をメインとして商工費で予算計上されていたものと認識しています。

改めて、今回の事業の目的、そして予算計上科目の妥当性について見解をお尋ねいたします。

以上です。

○議長(本田加津子君) 理事者答弁、東所副市長。

○副市長(東所勝則君) 産業課長事務取扱も兼ねておりますので、私のほうから御答弁させ

ていただきます。

まず最初の、今回の商品券発行事業、補正予算を提出させていただいたところでございますけれども、実施するのが遅いのではないかとということで、国の財源を期待していたのではないかとのお話でございました。まずこの点につきましては、このたび市の独自事業として、地域経済物価等高騰対策支援として計上したわけでございますけれども、これは市内の個人消費活動の低迷、それから市民の消費喚起を促して、地域経済の活性化と市内事業者を支援するという大きな目的を持って、まず商工会議所からの要望を受けたことを契機といたしまして、支援事業を実施することに至っております。

議員がおっしゃるとおり、9月の段階でも、そういった懸念された市民生活への支援ということも確かにございました。これはその後、政権の関係もございまして、必ずや国も経済対策として補正予算が組まれるということも想定していたわけでございますけれども、歌志内にとっては市民生活は当然影響を受けているということは認識しているものの、やはり事業所の支援、地域の活性化ということをまず念頭に置きまして、地域経済を活性化した中で市民生活への支援をしていくという考え方からこのような形で行っております。

これまでもコロナ禍の中での支援ということもやってきたわけですが、そういった今回の観点で、地域経済の活性化を何とかしようという中で、市民生活への支援も同時に行うということで、産業課が担当して行っているものでございます。

遅かったということに関しましては、これは国の補正予算が11月29日に閣議決定されていたわけですが、9月の定例会ではそういったことができなかったということで、その後のタイミングというものもございました。これは国の経済対策と連動させるということがやはり一番効果が現れると考えておりましたので、その補正予算の内容を見て、今回、特に例えば非課税世帯への給付ということも、国のほうでは予算計上が盛り込まれているようなので、そういったことと重複させないような形で、市独自の事業として今回対応することとしたところでございます。

それから、科目の関係ですが、これも今御答弁した内容と重複することになりますけれども、国の経済対策というのは御存じのとおり、日本経済・地方の経済の成長、物価高の克服、国民の安心・安全の確保ということで、三本柱ということでうたわれているわけですが、ここもやはり日本全体も含め、歌志内市においても、中小企業や小規模事業者向けの支援ということがやはり前提にあるのではないかと、その中を地域経済を活性化しながら市民が影響を受けている物価高騰、それから燃油高騰等への影響に対して、市民生活への支援ということも考えたということでございますので、御理解いただければと思います。

○議長（本田加津子君） ほかに質疑ありませんか。

女鹿聡さん。

○6番（女鹿聡君） 福祉灯油の関係で聞きたいと思います。1世帯に1万円という形で今回補正が上がっております。この1万円の金額の妥当性というのですか、これだけ高騰していて、ガソリン、灯油をかなり入れるのに大変だという市民の声を聞きます。この1万円という数字が本当に見合っているのかどうなのか。今までずっと1万円だったから1万円でもいいという形になってしまったのかどうなのか、その辺を聞いておきたいと思います。

○議長（本田加津子君） 佐々木福祉事業課長。

○福祉事業課長（佐々木厚史君） 1万円に関しましては、ほかの市町村をいろいろ調べてまいりましたが、大体ほかの市町村も1万円という形なのですが、うちの市としましては、1万円です。足りるかといったらそうではないかもしれませんが、取りあえず令和4年の灯油価格が今

よりもちょっと高いということもありまして、据え置いている形にはなるのですけれども、そういうことで1万円という形を取りました。

○議長（本田加津子君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田加津子君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田加津子君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第43号について採決をいたします。

ただいまの議案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田加津子君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第43号は、原案のとおり可決されました。

これより、議案第44号令和6年度歌志内市病院事業会計補正予算（第2号）について、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

松井敬道さん。

○4番（松井敬道君） 1点、伺います。

歳出の賃借料で、医療器械等設備借上料103万5,000円の補正となっています。説明では、入院患者用の機器のレンタル料ということでしたが、どのような機器なのかと、何台何か月分の予算計上なのか伺います。

○議長（本田加津子君） 山岸市立病院事務長。

○市立病院事務長（山岸康治君） 賃借料で増額の理由でございますが、機器につきましては、患者の動脈内の酸素飽和度や脈拍数を監視できるパルスオキシメーターという機器を現在12台レンタルしておりますが、それを18台にレンタルするための費用で、12月から4か月分の経費でございます。

○議長（本田加津子君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田加津子君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田加津子君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第44号について採決をいたします。

ただいまの議案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田加津子君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第44号は、原案のとおり可決されました。

散 会 宣 告

○議長（本田加津子君） 以上で、本日の日程は全部終わりました。
本日は、これにて散会いたします。
御苦労さまでした。

（午前10時54分 散会）

上記会議の顛末を記録し、その相違ないことを証するため、
ここに署名する。

歌志内市議会議長 本 田 加 津 子

署名議員 能 登 直 樹

署名議員 女 鹿 聡